

建設課からのお知らせ

白鷹町建築物耐震改修促進計画を改定しました

建築物耐震改修促進計画は、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、町民の人命や財産を保護するため、県、町及び関係団体が連携して耐震診断・改修等を促進することを目的として定める計画です。

本町では、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づき、平成22年12月に白鷹町建築物耐震改修促進計画を策定し、平成28年3月の計画改定を経ながら、耐震診断や耐震改修等の取組を実施してまいりました。

この度、当計画の改定期であることから、令和3年7月にパブリックコメント（意見募集）を実施し、山形県建築物耐震改修促進計画との整合性を図りながら、令和3年9月に改定いたしました。

白鷹町建築物耐震改修促進計画（改定版）の概要

- (1) 計画期間 令和3年度～令和12年度（10年間）
- (2) 耐震化率の目標
 - （住宅の耐震化率）町内住宅総数に占める、新耐震基準を満たした住宅数の割合
75%（H30）⇒90%（R12）
 - （公共施設の耐震化率）公共施設（町有施設）のうち、耐震性がある建築物の割合
97.5%（R3）⇒100%（R12）
- (3) 耐震化を図るための施策
 - ・木造住宅耐震診断士派遣事業
 - ・木造住宅耐震改修事業
 - ・住宅リフォーム支援事業 など

※計画全文については、町のホームページをご覧ください。

【問い合わせ】建設課 ☎85-6140

住宅の新築・リフォーム支援事業について

住宅の新築・リフォームについて支援を実施しております。詳しい事業内容や現在の執行率をホームページにて掲載し随時更新しています。ご覧ください。

【問い合わせ】建設課 都市・住宅係 ☎87-0784

ベッド型シェルター『防災ベッド』を展示します

地震で木造住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する『防災ベッド』です。

展示期間 令和3年10月29日（金）まで
展示会場 中央公民館 町民ラウンジ

『防災ベッド』は、今年度の住宅リフォーム支援事業を活用して購入することもできますので、詳細は下記までお問い合わせください。



【問い合わせ】建設課 都市・住宅係 ☎87-0784

令和3年度空き家等解体補助事業のご案内

【補助対象内容】

- 補助対象の建物 ①②のいずれか
 - ①特定空き家等に認定された建物
 - ②道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等(住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であり、住宅地区改良法施行規則第1条第1項の住宅の不良度の測定方法に基づき測定した評点が100点以上の建物に限ります。)
- 事業実施者
 - ・所有者等(所有者又は法定相続人)に限ります。
 - ・所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます。その場合、権利者の同意が必要です。
- 解体撤去工事を町内業者が実施するもの。 ●公共事業による移転等の事業は含みません。
- 対象事業費が500,000円以上のもの。
- 所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾又は許可を得ているもの。

【補助金額】

- 補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1/2(1,000円未満切り捨て) ●補助金上限額：500,000円
- 過去に本補助金を受けている場合は既に交付した額を差し引いた額

【募集期間】

- 令和3年10月15日から令和3年11月12日まで
建設課窓口、町ホームページにある様式を必要書類と合わせて建設課都市・住宅係までご提出ください。

【注意点】

- 様式第1号(事前協議書)の提出は補助金の交付を確約するものではありません。
- 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示いたします。(11月下旬頃を予定)
- 申込者多数の場合、現地調査の結果や著しく周辺への危険性がある物件を考慮し交付を決定いたします。

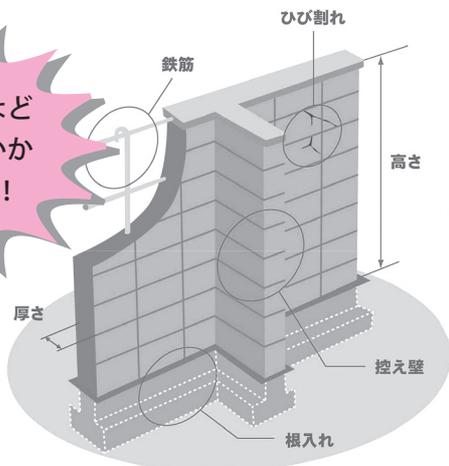
【問い合わせ】白鷹町空き家相談窓口：建設課 都市・住宅係 ☎87-0784

ブロック塀などの安全点検をお願いします!

地震で倒壊したブロック塀は道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げるだけでなく、時には人命を脅かす凶器となる可能性があります。

たかがブロック塀などと安易に考えることなく、右記の点検表を参考に『安全点検』を行ってください。

傾き・ひび割れなど危険な箇所がないかご確認ください!



安全点検の結果、危険性が確認された場合には、下記お問い合わせ先までお知らせください。補助制度をご案内します。

【問い合わせ】建設課都市・住宅係 ☎87-0784

《点検表》

- 塀は高すぎているか。
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 塀の厚さは十分か。
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 控え壁があるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 基礎があるか。
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 塀は健全か。
 - ・塀に傾き、ひび割れがないか。
- 《専門家に相談しましょう!》
- 塀に鉄筋が入っているか。
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)